

# 公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引

令和5年3月 公害等調整委員会事務局

令和6年3月 一部改正

## 0. はじめに

この手引は、公害等調整委員会の行う手続において映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議方式」という。）により手続を行う場合の実施手順及び留意事項を解説するものです。

## 1. 対象手続

調停手続の調停期日、裁定手続の審問期日、不服裁定手続の審理期日、公害紛争手続及び不服裁定手続における進行協議期日等を行う場合において、委員会等（公害等調整委員会又は調停委員会若しくは裁定委員会をいう。以下同じ。）が相当と認めるときは、当事者及び事件関係人（以下「当事者等」という。）は、ウェブ会議方式により手続に参加することができます。

## 2. 意向確認

ウェブ会議方式により手続を行う可能性がある場合には、担当職員から、日程等の調整の際に、1.の手続に参加する当事者等に対し、ウェブ会議方式により参加する意向があるかを確認します。ウェブ会議方式により参加する意向が確認できるなど、委員会等が相当と認めた場合は、担当職員から、当事者等に対し、ウェブ会議への参加情報（使用するアプリケーションや会議の接続先等、ウェブ会議に参加するために必要となる情報）及び留意事項（別紙）を送付します。

## 3. 実施

ウェブ会議方式により手続を行う場合は、手続の適切な実施のため、別紙に記載されている事項を遵守してください。

別紙：

(1) 通話者の確認及び通話環境の確認

- 通話者が本人又はその代理人であることを確認してください（必要に応じて、接続テスト時や期日開始前に、写真付きの身分証明書をウェブカメラに映していただく場合があります。）。
- ウェブ会議方式により手続を実施する場合は、次に掲げる事項その他の通話先の所在する場所の状況が、手続を実施するために適切なものであることを確保してください（必要に応じて、周辺の状況を確認するために、通話者の周辺をウェブカメラに映していただく場合があります。また、背景に実際の状況と異なる映像を映す機能（背景をぼかす機能を含む。）は使用しないでください）。
  - ・委員会等又は担当職員から立会いの了解を得ていない第三者が立ち会っていないこと（裁定手続の審問期日、不服裁定手続の審理期日の傍聴は、審問廷又は審理廷においてのみ可能です。ウェブ会議の接続先での傍聴は認められません。）。
  - ・静ひつさが確保されていること。
- また、通話者と委員会等又は担当職員との間で映像と音声の送受信ができることを確認してください（なお、通信費用は各人の負担となります。）。
- 期日においては、通話先の所在する場所は日本国内に限ります。

(2) ウェブ会議方式による手続の実施中の留意事項

- 許可を受けずに撮影（ウェブ会議の画面のスクリーンショットの撮影を含む。）、録音、録画及び放送（配信やインターネット上に映像や音声をアップロードして視聴できる状態にすることを含む。）をすること、ウェブ会議に参加するための情報を第三者に知らせることは禁止します。
- ウェブ会議方式による手続の実施中に通話環境が確保されていないこと又は禁止事項が遵守されていないことを把握した場合は、ウェブ会議方式による手続を中止する場合があります。
- 回線障害等により映像と音声の送受信ができなくなった場合は、事務局に電話を掛けるなどして速やかに担当職員へ連絡し、担当職員の指示に従ってください（事務局から電話を掛けることもあります）。ウェブ会議方式による手続を一時停止し、音声の送受信による方法（電話会議方式）に切り替える措置を取るか、又は中止します。